

一般名処方・後発医薬品(ジェネリック薬品)について

◆ 一般名処方について

当院では、「一般名処方」を推進しております。「一般名処方」により、同成分の薬剤であれば保険薬局が入手できる薬で対応できます。

これにより、保険薬局が病院へ問合せをせずに薬剤を変更することが可能となり、患者様の待ち時間減少にもつながります。

◆ 後発医薬品(ジェネリック薬品)について

当院では従来から医療費抑制の一環として、厚生労働省が進めている後発医薬品の採用を積極的に行っております。当院で採用している後発医薬品においては、先発医薬品との効果及び品質の同等性、患者様への安定供給等を総合的に評価し採用しております。

◆ 後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(選定療養費)が発生します。

※後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使って頂けるお薬です。

※先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払い頂きます。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は発生しません。

2026年5月22日
前橋中央眼科 院長